

## 社会福祉法人 雄飛会

### 役員及び評議員の報酬等に関する規程

#### (定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人雄飛会定款第8条に定めるとおりとする。但し、報酬は定期的に支給するものではなく、必要に応じ法人に対しての貢献を勘案した退職手当を評議員会の決議を経て、定款で定めた範囲内で支給する。

#### (費用等の支給)

第3条 法人本部で開催される理事会及び評議員会に出席した場合、交通費として7,000円を支給する。

- 2 旅費については旅費規程に基づき算出されるものとする。

#### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

#### 附 則

この規程は平成30年3月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。